

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項 目 名	スピノフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピノフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

我が国企業を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業がこれまで以上に積極的に事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を成長領域に適切に配分していくことが重要。

特に、スピンオフについては、現在の企業又は企業グループの中に留められているままでは成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、独自に資本市場から資金供給等も得ながらその潜在力を発揮させる重要な事業切出し手法である。

平成 29 年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフの円滑な実施を図るため、グループ通算制度の適用会社における完全子会社の税制適格スピンオフの実施に際して親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額を定めるための分配資産割合の計算に関して所要の措置を講じることで、企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。

(2) 施策の必要性

グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社（通算子法人）のグループ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。

スピンオフする親会社の株主における、スピンオフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピンオフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額を用いることとされている。この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピンオフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピンオフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができず、その結果、スピンオフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピンオフ実行後直ちに算出することができない。このため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性がある。

仮に、スピンオフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピンオフされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容されることになった場合でも、株主や証券会社等がこの再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の真の取得価額が分からず、株主における株式取引に支障を来す可能性があるため、親会社もスピンオフの決定・実行を躊躇するおそれがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的な事務負担が生じる可能性もある。

このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて分配資産割合の計算に係る所要の措置を講ずることにより、グループ通算制度適用会社におけるスピンオフの円滑な実行を可能とし、もって企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望が措置されることにより、スピンオフに向けた親会社における円滑な意思決定に寄与することが見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 29 年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフは、特にコングロマリットと呼ばれる複合企業が事業ポートフォリオの選択と集中を図るための事業切出しに用いられる手法であり、複数の事業分野の子会社を抱えるグループ通算制度適用企業においても活用が見込まれるもの。このため、グループ通算制度適用会社がスピンオフを検討する際に支障を来す可能性がある分配資産割合の計算上の課題に対して所要の措置を講ずることは、スピンオフの活用を下支えするものであるため、妥当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 14 年度要望 連結納税制度を創設 平成 29 年度要望 スピンオフ制度を創設 令和 2 年度要望 連結納税制度について、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行うグループ通算制度へ見直し 令和 5 年度要望 認定株式分配に係る課税の特例措置を創設(制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和 6 年 3 月末まで) 令和 6 年度要望 認定株式分配に係る課税の特例措置の延長(制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和 10 年 3 月末まで)	